

鹿屋体育大学大学会館規則

〔昭和60年11月20日〕
規則第26号

改正	昭和61年3月19日	平成15年3月31日	平成31年4月19日
	規則第12号	規則第12号	規則第25号
	平成4年5月21日	平成16年4月1日	平成31年4月19日
	規則第9号	規則第36号	規則第25号
	平成11年3月10日	平成24年6月4日	令和3年11月4日
	規則第3号	規則第14号	規則第55号
	平成11年12月2日	平成28年11月15日	
	規則第11号	規則第34号	

(設置)

第1条 本学に鹿屋体育大学大学会館（以下「大学会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 大学会館は、本学の学生及び職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動を促進することを目的とする。

(管理運営)

第3条 大学会館は、学長が管理運営する。

(学生委員会)

第4条 大学会館の管理運営に関する事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則第3条に定める学生委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(使用者の範囲)

第5条 大学会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) 本学が主催し、又は共催し、若しくは後援する行事等の出席者
- (3) その他学長が適当と認める者

(開館日時)

第6条 大学会館の開館時間は、8時30分から19時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、8時30分から17時までとする。

- 2 12月29日から翌年1月3日までの間は、休館とする。
- 3 学長が必要と認めたときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用手続)

第7条 大学会館の別表に定める施設を使用しようとする者は、原則として使用予定日の7日前までに、学生課に届け出ること。

(使用許可の取消し)

第8条 施設の利用者が、本学の規則等又は使用の許可条件に反したときは、使用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 施設の利用者が、故意又は過失により施設・設備等を汚損し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の目的に使用しないこと。
- (2) 転貸し、又は許可された者以外の者に使用させないこと。
- (3) 使用場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (4) 火災に注意し、指定場所以外では火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (5) 駐車場及び指定場所以外に諸車を乗り入れ、駐車をしないこと。
- (6) 掲示、貼紙等の必要があるときは、許可を受けること。
- (7) 施設、設備等の保全に留意すること。
- (8) 清潔、整理整頓に心がけ、かつ、節電及び節水に努めること。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、大学会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年11月20日から施行する。
- 2 第4条に定める大学会館運営委員会は、当分の間学生委員会をもって代えるものとする。

附 則 (昭61. 3. 19規則第12号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平4. 5. 21規則第9号)

この規則は、平成4年5月21日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則 (平11. 3. 10規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平11. 12. 2規則第11号)

この規則は、平成11年12月2日から施行する。

附 則 (平15. 3. 31規則第12号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項第1号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 6. 4規則第14号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平28. 11. 15規則第34号)

この規則は、平成28年11月15日から施行する。

附 則（平 3 1. 4. 1 9 規則第 2 5 号）
この規則は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令 3. 1 1. 4 規則第 5 5 号）
この規則は、令和 3 年 1 1 月 4 日から施行する。

別 表

階 別	施設名	用 途
地 階	ミーティングルーム 1 ミーティングルーム 2	会合、音楽鑑賞等 連絡、協議会合等